

議決権行使の結果

～平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月まで～

株式会社ポートフォリアでは、まず投資先企業と投資家がスチュワードシップ責任や受託者責任に基づく長期的な信頼関係を築くことが重要であり、議決権の行使はあくまでも対話のひとつの形であると考えています。したがって、株主総会の議案については一つひとつ精査し、必要に応じて投資先企業と対話を行ったうえで議決権を行使しますし、根本的な経営方針に異議がある場合には、信頼関係が構築できないので株式を売却することになります。

平成 26 年 7 月から平成 27 年 6 月までに開催された投資先企業 27 社の株主総会における議決権の行使結果は以下のとおりで、会社提案の 96 議案のうち退職慰労金支給の 4 議案に反対しました。

■ 会社提案議案に対する議決権行使の結果

議案名称	議案数(A) (B)+(C)+(D)	賛成 (B)	反対 (C)	棄権 (D)	反対+棄権(E) (C)+(D)	反対等行使比率 (E) / (A)
① 剰余金処分	15	15	0	0	0	0.0%
② 取締役選任*1	29	29	0	0	0	0.0%
③ 監査役選任	23	23	0	0	0	0.0%
④ 定款一部変更	12	12	0	0	0	0.0%
⑤ 退職慰労金支給	4	0	4	0	4	100.0%
⑥ 役員報酬額改定	2	2	0	0	0	0.0%
⑦ 新株予約権発行	5	5	0	0	0	0.0%
⑧ 会計監査人選任	0	0	0	0	0	0.0%
⑨ 再構築関連*2	1	1	0	0	0	0.0%
⑩ その他*3	5	5	0	0	0	0.0%
うち法定準備金減少等	1	1	0	0	0	0.0%
うち買収防衛策	1	1	0	0	0	0.0%
うち役員賞与支給	3	3	0	0	0	0.0%
合計	96	92	4	0	4	4.2%

*1 複数候補者の選任において1名でも選任対象に反対した場合は「反対」として集計しています。

*2 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割を指します。

*3 上記①～⑨以外の議案（自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策等）を指します。

■ 退任取締役に対する退職慰労金支給の議案に反対した理由

日本的慣行のもとで報酬の後払い的な性格を持つ退職慰労金制度については、より業績と連動した役員報酬制度への移行が望ましいと考え、基本的に制度の廃止を求めています。そのなかで反対した4議案については、特に退職慰労金の個別の支給額または支給総額の開示がなかったことが反対理由です。

■ 株主提案議案に対する議決権の行使結果

当該期間中には、該当する株主提案議案はありませんでした。

以上